

経営革新計画に係る主な改正事項について

令和3年8月20日 鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課

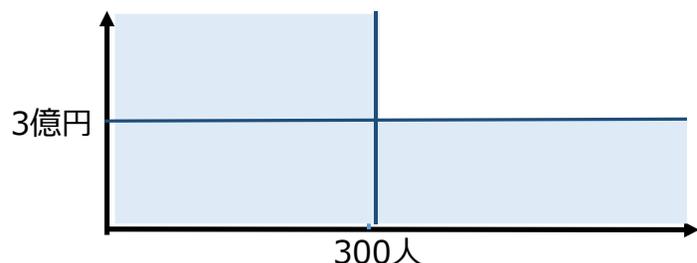
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が施行(令和3年8月2日)し、中小企業等経営強化法施行規則と基本方針の改正により経営革新計画の申請様式及び承認基準の一部が変更されました。なお、経過措置期間中(令和3年9月30日まで)は現行どおりの申請が可能です。

1 中小企業だけでなく中堅企業への成長途上にある企業を支援対象に追加

ポイント: ① 各業種毎の従業員数範囲拡大 ② 資本金要件の撤廃

改正前

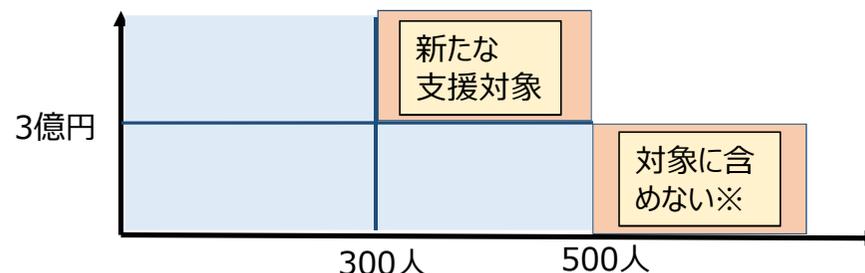
対象者：中小企業者



業種	中小企業者 (いずれかを満たす)	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

改正後

対象者：特定事業者



業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

※資本金要件撤廃により対象先に含まれなくなった企業群については、2023年3月末まで対象とする猶予期間あり

経営革新計画に係る主な改正事項について

2 承認基準

改正事項		改正前	改正後
経営革新の内容に関する事項	多様な取組	基盤技術及びサービスモデルの研究開発，知的財産の活用等の先進的な取組から，異分野の中小企業の連携，機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化，生産管理・品質管理，労務・財務管理まで，経営の向上に資する多様な取組を対象とする。	基盤技術及びサービスモデルの研究開発，知的財産の活用等の先進的な取組から，異分野の中小企業等の連携， <u>他の事業者から取得した経営資源（設備，技術，個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の利用</u> ，機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化，生産管理・品質管理，労務・財務管理まで，経営の向上に資する多様な取組を対象とする。 ※「 <u>他の事業者から取得した経営資源の利用</u> 」を追加
	経営課題の明確化	—	経営革新事業の的確な実施に向け，経営課題や経営戦略における当該事業の位置づけを明確化することを追加 (新設)
	市場に関する調査及び分析	—	競争環境の変化を受けて，経営革新において，消費者のニーズの把握（市場の調査・分析）を行い，それを踏まえた商品開発，生産，販売等が促進されるように，市場に関する調査及び分析を追加（新設）
経営指標（付加価値額）		計画終了時点での付加価値額（または従業員一人当たりの付加価値額）について正負の定め無し	新基準では，計画期間終了時点の付加価値額（または従業員一人当たりの付加価値額）が正になることを求める

経営革新計画に係る主な改正事項について

3 申請様式

① 申請様式 別表1

申請様式 別表1の内容の変更
 (現行) 経営革新の内容及び既存事業との相違点
 (改正後) 右図のとおり

② 申請様式 別表3

申請様式 別表3の標記の変更
 (現行) 参加中小企業者名
 (改正後) 参加特定事業者名

③ 申請様式 別表4

申請様式 別表4の標記の変更
 (現行) 参加中小企業者名
 (改正後) 参加特定事業者名

※ 別表3, 別表4については, 記載内容等に改正はありません。

新事業活動の類型		経営革新の目標
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動		経営革新計画のテーマ: _____ <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">経営課題等が記載できるよう改正</div>
計画期間又は事業期間: 年 月 ~ 年 月		研究開発期間: 年 月 ~ 年 月 事業期間: 年 月 ~ 年 月
経営革新の実施に係る内容		
1. 当社の現状と経営課題 2. 経営革新の具体的内容 (既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等)		

経営革新計画に係る主な改正事項について

4 経過措置

- 法改正施行日（令和3年8月2日）以降の経営革新計画に関する取扱いについては、以下のような取扱いとなります。
 - ✓ 旧样式に基づき本年9月末まで申請が可能。旧样式に基づき申請された経営革新計画については改正前の基準により承認。
 - ✓ また、旧样式に基づき申請され認定を受けた経営革新計画の変更については、旧样式に基づき変更申請を行い、改正前の基準により承認。（※改正前の基準による承認となるため、「計画期間終了時点の付加価値額が正になることを求める」という規定も適用されません。）

